

酒類・酒母・もろみ 製造設備（異動）申告書付表（液面計又は流量計の明細）
の記載要領

- 1 この付表は、酒類等の製造設備として、液面計又は流量計を申告する場合に記載し、「酒類・酒母・もろみ製造設備（異動）申告書」に添付してください。
- 2 液面計の精度の定期調査は、法令解釈通達第2編第47条第1項関係の4《酒類の数量確認に液面計を使用する場合の取扱い》の（3）に定める方法により測定してください。
- 3 「液面計の設置に関する明細」欄は、次により記載してください。
 - (1) 「液面計の種類」欄には、機械式又は電気式等の別及び製作者名等に記載してください。
 - (2) 「誤差」の欄は、次により記載してください。
 - イ 「誤差（1／4）」及び「誤差（3／4）」欄には、容器の深さのおおむね4分の1及び4分の3の箇所測定した誤差を、ミリメートルで記載してください。
 - ロ 「比重差」欄には、比重の0.1差で生じる当該液面計の誤差を、ミリメートル未満第1位（第2位以下切捨て）まで記載してください。
 - ハ 「測定時の液体」欄には、液面計の誤差を測定したときに対象とした液体の種類（水又は酒類（品目別、アルコール分別））を記載してください。
 - (3) 「設置容器」欄は、次により記載してください。
 - イ 「番号又は符号」、「容量」及び「深さ」の各欄には、液面計を取り付けた容器に係る番号又は符号、全容量及び全深又は中心深を記載してください。
 - ロ 「酒類の品目等」欄には、当該容器に主として収容する酒類の品目、酒母、もろみの別を記載してください。
 - ハ 「使用目的」欄には、当該液面計を設置した容器の用途を、酒類の貯蔵用、調合用、受入用又は払出用等に区分して記載してください。
- 4 流量計の器差試験は、法令解釈通達第2編第47条第1項関係の5《酒類の数量確認に流量計を使用する場合の取扱い》（以下「流量計の取扱い」という。）の（2）に定める方法により測定してください。

なお、複数の流量計を有する製造場において流量計の取扱い（2）のロによる特例による場合には、基準となる流量計又はそれ以外の流量計の区別を「参考事項」欄に記載してください。
- 5 「流量計の使用に関する明細」欄は、次により記載してください。
 - (1) 「設置場所」欄には、流量計を特定の場所に設置する場合には、当該設置場所を、それ以外の場合には、「製造場」と記載してください。
 - (2) 「使用範囲」欄には、容器の容量の測定、酒類の受入又は払出数量の確認など記載してください。
- 6 設置若しくは使用する液面計又は流量計のカタログ及び設置場所の図面を添付してください。